

## スペースタウン串本ロゴマーク等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スペースタウン串本ロゴマーク等(以下「ST串本ロゴ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ST串本ロゴの権限)

第2条 ST串本ロゴに関する一切の権限は、町に属する。

(使用対象者)

第3条 ST串本ロゴを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、串本町暴力団排除条例(平成23年串本町条例第19号)第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等である者は、対象としない。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に本社又は事業所を有する事業者
- (3) 町内で生産された原材料を用いて商品を製造する者
- (4) 町内の販売所で販売する者
- (5) 国及び地方公共団体等
- (6) その他町長が必要と認める者

(使用申請)

第4条 ST串本ロゴを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、スペースタウン串本ロゴマーク等使用申請書(別記第1号様式)を、町長へ提出しなければならない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による使用申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ST串本ロゴの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 町の信用及び品位を害するおそれがあるとき。
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体及び法人の支援に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の政治、宗教及び思想の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) その他町長がST串本ロゴの使用について不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認を行った場合は、申請者に対し、スペースタウン串本ロゴマーク等使用承認通知書(別記第2号様式)をもって通知するものとする。

(使用等の遵守事項)

第6条 ST串本ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ST串本ロゴの使用承認に係る権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (2) 別に定める「スペースタウン串本ロゴマーク等デザイン規程」に従

って使用すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

(3) ST 串本ロゴを使用した物品等(以下「使用対象物」という。)の画像及び製造数を町長に書面により報告すること。

(承認の取消し等)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認事項の内容に違反したとき。
- (3) 遵守事項の内容に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により取消しを行った場合は、使用者に対し、スペースタウン串本ロゴマーク等使用承認取消通知書(別記第3号様式)をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該取消日からST串本ロゴを使用してはならない。

4 町長は、取消通知を受けた使用者に対し、使用対象物の回収等の措置を要求することができる。

5 町長は、使用承認を取り消されたことによる回収等の措置への損害に対して、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性)

第8条 この告示による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してST串本ロゴの使用の権利を付与するものではない。また、使用対象物について、町が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第9条 町長は、使用承認を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ST串本ロゴの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

4 町長は、第2項の規定に違反した使用者に対し、必要な措置を命ずることができるとともに、法的措置をとることができる。

(使用料)

第10条 ST串本ロゴの使用料は、無料とする。

(事務の委託)

第11条 町長は、ST串本ロゴの適正な管理を行うために、当該管理を外部に委託することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。